



神戸東労働基準協会

神戸東労働基準協会は、労働安全衛生ならびに労務管理に関する意識の高揚と向上を図り、会員相互の親睦と企業の発展ならびに従業員の福祉向上に資することを目的としています。

加入企業 450社（平成20年7月末現在）

（常務理事会社）

（株）神戸製鋼所神戸製鉄所、川崎重工業（株）神戸工場、（株）大丸神戸店、（株）みなと銀行、（株）加美乃素本舗、関西電力（株）神戸支店、（株）シマブンコーポレーション、住友ゴム工業（株）、（株）神鋼エンジニアリング&メンテナンス神戸事業所、日清鋼業（株）、三輪運輸工業（株）、（株）竹中工務店神戸支店、（株）そごう神戸店

（関係行政機関）

兵庫労働局、神戸東労働基準監督署

（関係団体）

中央労働災害防止協会、（社）兵庫労働基準連合会、他災害防止団体

労働安全衛生法に基づく各種技能講習、特別教育

I. 各種技能講習会

- ・玉掛け 技能講習
- ・フォークリフト運転技能講習
- ・高所作業車運転技能講習
- ・ガス溶接 技能講習
- ・安全衛生推進者・衛生推進者教育
- ・床上操作式クレーン運転技能講習

II. 特別種教育

- ・ホイス式クレーン
- ・自由研削と石取り替え
- ・粉じん作業
- ・VDT作業労働衛生教育
- ・アーク溶接 作業
- ・酸素欠乏等
- ・有機溶剤従事者労働衛生教育

III. 職長・安全衛生責任者教育

安全衛生管理に従事する者の指導、啓蒙

新KYリーダー養成講習会、健康管理講習会

労務関係諸法の講習会開催

労務管理講習会、労働基準法等法令改正時の講習会

協会ニュース（風見鶏）の発刊

毎月1回 協会ニュース誌の発刊習会

労務・安全に関するビデオの貸出斡旋

安全衛生に関する表彰

労務・安全に関するビデオの貸出斡旋

会員の特典

当協会は、以上のような活動を行っていますが、会員に対しては次のような特典があります。

1. スライド・図書などを購入時に、割引購入できることがあります。
2. 各種講習会へは優先受講できると共に、割引料金で参加できることがあります。

（毎年、安全衛生優良事業場見学会及び新年安全衛生祈願祭を行っています。）

神戸東労働基準協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、神戸東労働基準協会（以下本会という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、神戸東労働基準監督署管内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、労働安全衛生ならびに労務に関する意識の高揚と向上をはかり会員相互の親睦と企業の発展ならびに従業員の福祉向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 労働安全衛生ならびに労務に関する調査、研究
- 労働安全衛生ならびに労務に関する教育、指導、相談
- 労働安全衛生ならびに労務に関する講習会、講演会、見学会
- 労働安全衛生ならびに労務に関する図書等斡旋、教育器材の貸出し
- 関係官庁ならびに諸団体との連絡
- 会員相互の親睦と質的向上
- その他目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(資格の取得)

第5条 本会の会員は、原則として、神戸東労働基準監督署管内の事業場または団体で本会の趣旨に賛同し、所定の申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(資格の喪失)

第6条 会員は次の場合には資格を喪失するものとする。

- 退会の手続きをしたとき
- 理事会が会員として不相当と認めたとき

第4章 役 員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 会 長 1 名
- 副 会 長 3 名
- 専務理事 1 名
- 常務理事 若干名
- 理 事 若干名
- 監 事 2 名

(役員を選出)

第8条 会長および副会長は、理事会において互選する。

2. 専務理事は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 常務理事は、理事のうちから会長が委嘱する。
4. 理事および監事は、会員のうちから総会において選出する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 専務理事は、会長および副会長を補佐するとともに事務局を統轄する。
4. 常務理事は常務理事会を構成し、会務を運営する。
5. 理事は理事会を構成し、会務を運営する。
6. 監事は会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、前任者は後任者が選出されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

2. 役員に欠員が生じたときは、理事会の議を経て補充を行う。
補充された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 顧問は会議に出席して意見を述べるすることができる。

第5章 会 議

(会議と招集)

第12条 本会の会議は、総会、常務理事会および理事会とし、会長が招集する。

(総会)

第13条 総会は定時および臨時総会とする。

2. 定時総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、理事会において必要と認めたとき、または会員総数の3分の1以上から会議目的とする事項を示し、要請のあったとき開催する。
4. 総会の議長は、役員の中から総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(総会の議事)

第14条 総会の決議または承認を得なければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告ならびに決算
- (2) 事業計画ならびに予算
- (3) 会則の変更
- (4) 役員を選出
- (5) その他重要な事項

(総会の成立)

第15条 総会は会員の過半数の出席によって成立する。

所定の委任状を提出したものは出席とみなす。

(常務理事会)

第16条 常務理事会は、会長・副会長・専務理事・常務理事・監事をもって構成し、原則として6ヶ月に1回開催する。
常務理事会の議長は会長とする。

(常務理事会の任務)

第17条 常務理事会は、理事会に提出すべき事項ならびに会務の円滑な運営に必要な事項につき、審議決定する。

(理事会)

第18条 理事会は役員をもって構成し、原則として6ヶ月に1回開催する。
理事会の議長は会長とする。

(理事会の任務)

第19条 理事会は次の事項を審議し、会議の決議事項を執行する。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 事業計画、運営に関する事項
- (3) 役員の選出に関する事項
- (4) その他、事業運営に必要な事項

(会議の決定)

第20条 会議の決議は、出席者の過半数で決し、賛否同数のときは、議長が決する。

第6章 部 会

(部 会)

第21条 本会は次の部会を設置し、役員が分担し運営する。

- (1) 総務部会
- (2) 安全部会
- (3) 衛生部会
- (4) 労務部会

2. 部会の運営細則は別に定める。

(部会長)

第22条 総務部会長は会長事業場が担当し、安全部会長・衛生部会長および労務部会長は、副会長事業場がそれぞれ担当する。

(事務局)

第23条 本会に事務局を設置する。

2. 事務局は、運営細則に定める会務を行う。

第7章 会 計

(経費)

第24条 本会の経費は、会費およびその他の収入による。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第26条 会費は、毎年、前年度4月1日現在の従業員数による別表のとおりとする。

2. 会費は毎年定時総会後すみやかに当該年度分を事務局に納入しなければならない。
3. 既納の会費は返戻しない。

(入会時の会費)

第27条 入会時の会費は、月割りとする。

(付則)

1. 本会則は、平成元年5月15日より実施する。

別表 神戸東労働基準協会会費（年額）

従業員数	会 費		
	均等会費	規模別会費	合 計
50人以下	5,000円	1,000円	6,000円
100 "	5,000円	2,000円	7,000円
200 "	5,000円	4,000円	9,000円
300 "	5,000円	6,000円	11,000円
500 "	5,000円	10,000円	15,000円
800 "	5,000円	16,000円	21,000円
1,000 "	5,000円	20,000円	25,000円
1,500 "	5,000円	30,000円	35,000円
2,000 "	5,000円	40,000円	45,000円
3,000 "	5,000円	60,000円	65,000円
3,001人以上	5,000円	80,000円	85,000円



神戸東労働基準協会

〒651-0086

神戸市中央区磯上通4丁目3-16 K02Aビル4階

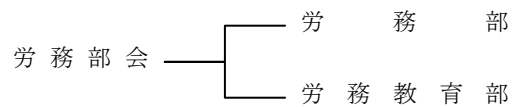
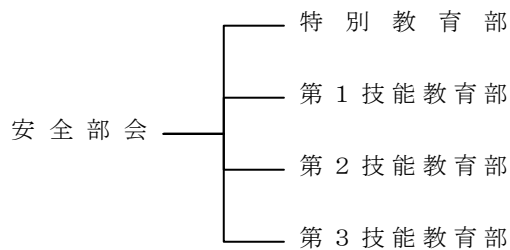
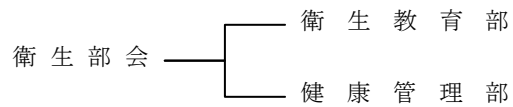
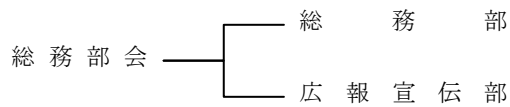
電話 078-222-1001

FAX 078-222-6116

神戸東労働基準協会部会ならびに 事務局運営細則

神戸東労働基準協会（以下本会という）の円滑なる運営をはかるため本会会則第 21 条ならびに第 23 条に基づき、部会ならびに事務局運営細則を定める。

1. 会長は総会・常務理事会ならびに理事会の決議事項に基づき、各部部长ならびに専務理事に本会運営に必要な指示を与える。
2. 部部长は、会長の指示に基づき、各専門部長・部員を指揮して、部会の円滑なる運営を行う。
3. 専務理事は、会長の指示に基づき、会長・副会長を補佐するとともに、事務局の円滑なる運営を行う。
4. 各部会には、それぞれ次の専門部を置く。



5. 各専門部には、部長 1 名・部員 3 名を置く。
6. 部部长・専門部長・部員の選任は次による。
 - (1) 安全・衛生・労務各部部长は、副会長のうちより、会長が委嘱する。
 - (2) 専門部長は、常務理事のうちより、会長と協議して部部长が委嘱する。
 - (3) 部員は、理事のうちより、会長と協議して部部长が委嘱する。
7. 本会の円滑なる運営のため、理事会の承認を得て、事務局にパートタイマーを置くことができる。

パートタイマーの採用・解雇は、会長が専務理事と協議して行う。
8. 部部长・専務理事は事業ならびに収支に関し、次の手続きを行う。
 - (1) 部部长は、毎年度初めに専門部長・部員ならびに専務理事と協議し、年度事業計画ならびに予算案を作成し、常務理事会・理事会・総会の承認を得る。
 - (2) 部部长は、前年度の事業結果ならびに収支結果について、常務理事会・理事会・総会の承認を得る。
 - (3) 部部长ならびに専務理事は、6 ヶ月に 1 回行われる、常務理事会・理事会でその直前までの事業結果ならびに収支結果の承認を得る。
9. その他、部会ならびに事務局の運営に関しては、会長・各部部长・専務理事が協議して行い、必要ある場合は、常務理事会・理事会の承認を得てから行う。
10. 各部会・専門部会および事務局の職務分掌は次のとおりとする。
 - (1) 総務部会
 - ①総務部
 - イ. 本会の総務に関する事項
 - ロ. 総会・常務理事会・理事会の運営に関する事項

ハ. 連合会・他地区協会および行政官庁との連絡渉外

ニ. 他部会および他部との調整・連絡

ホ. 他部会および他部に属さない事項

②広報宣伝部

イ. 労働安全衛生ならびに労務に関するニュース・機関紙発刊

ロ. 労働安全衛生ならびに労務関係調査・資料の作成

ハ. 労働安全衛生ならびに労務情報収集

(2) 安全部会

①特別教育部

イ. クレーン運転・アーク溶接・研削と石等の特別教育の推進に関する事項

②第1技能教育部

イ. ガス溶接・玉掛等の技能講習の推進に関する事項

③第2技能教育部

イ. フォークリフトの技能講習の推進に関する事項

④第3技能教育部

イ. 高所作業車・床上操作式クレーン運転の技能講習の推進に関する事項

(3) 衛生部会

①衛生教育部

イ. 労働衛生講習会・研修会等の推進に関する事項

ロ. 衛生推進者の講習の推進に関する事項

ハ. 酸欠・粉じん特別教育・有機溶剤従事者労働衛生教育等の推進に関する事項

②健康管理部

イ. 職業病・その他疾病予防面の研修会等の推進に関する事項

ロ. 環境管理面の研修会等の推進に関する事項

ハ. V・D・T特別教育等の推進に関する事項

(4) 労務部会

①労務部

イ. 労働行政に関する事項

ロ. 労働基準法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法等法規に関する講習会・講演会等の推進に関する事項

ハ. 職長教育等の推進に関する事項

②労務教育部

イ. 労働安全関係の講習会・研修会等の推進に関する事項

ロ. 安全衛生推進者の講習の推進に関する事項

ハ. 危険予知リーダーの講習の推進に関する事項

(5) 事務局

イ. 各部会の事業・行事の実施

ロ. 各会議の事務局業務に関する事項

ハ. 本会会計業務に関する事項

ニ. 事務所の維持管理に関する事項

ホ. 一般事務管理に関する事項

ヘ. 視聴覚教育器材等貸出し・管理に関する事項

ト. その他円滑なる本会運営に必要な事項

以上

(別紙)

入会申込書

神戸東労働基準協会長 殿

貴協会の趣旨に賛同し入会の申し込みをいたします。

平成 年 月 日

事業場名					
所在地		〒			
業種内容		電 話		()	—
		F A X		()	—
代表者職氏名		職名	ふりがな		
			氏 名		
協会窓 口 担 当	部・長	職名	ふりがな		
			氏 名		E-mail:
	担当者	職名	ふりがな		
			氏 名		E-mail:
従業員数 _____名 _____名 合計_____名					

事業場名

代表者 氏名

